

報道発表資料

令和6年9月4日

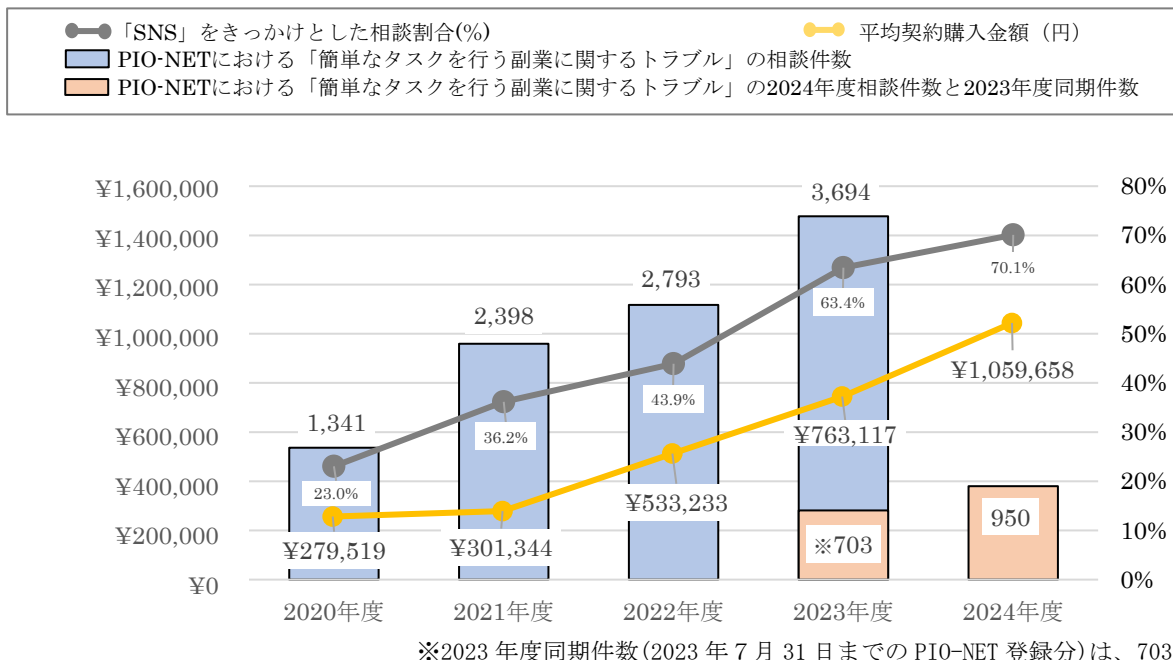
独立行政法人国民生活センター

スキマ時間に気軽に稼げる等とうたう副業トラブル！ —簡単なタスクを行う副業でお金を払う??詐欺に騙されないで—

近年、空き時間（スキマ時間）を使って効率よく稼ぎたいとのニーズが高まっています。ところが、SNSや動画広告、インターネット検索等で見つけた副業サイトで「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」等の簡単な作業（タスク）で稼げるという副業に応募したところ、高額報酬を得るにはまず振り込みをするよう指示されて振り込んだが、その後も様々な理由で振り込みをさせられた挙句、高額報酬は得られなかった等という相談が増加しています。

こうした相談は年々増加しており、特にSNSをきっかけにした割合が高まっています（図1）。また、平均契約購入金額¹も増加傾向です（図1）。そこで、消費者トラブルの防止のため、相談事例を紹介し、消費者への注意喚起を行います。

図1 PIO-NET²における「簡単なタスクを行う副業に関するトラブル³」の相談件数等



¹ 本稿における「平均契約購入金額」は、相手方から請求された費用等を含む金額の平均値。

² PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。本稿の相談件数等は2020年度受付分から2024年7月31日までのPIO-NET登録分（n=11,176）。

³ 本稿では、「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」「動画を見るだけ」「フォローするだけ」「話を聞くだけ」「相談に乗るだけ」等、スキマ時間にできる簡単な仕事（作業）を総称して「タスク」と呼び、「簡単なタスクを行う副業に関するトラブル」の相談件数を集計している。

1. 相談から見られる手口のイメージ図

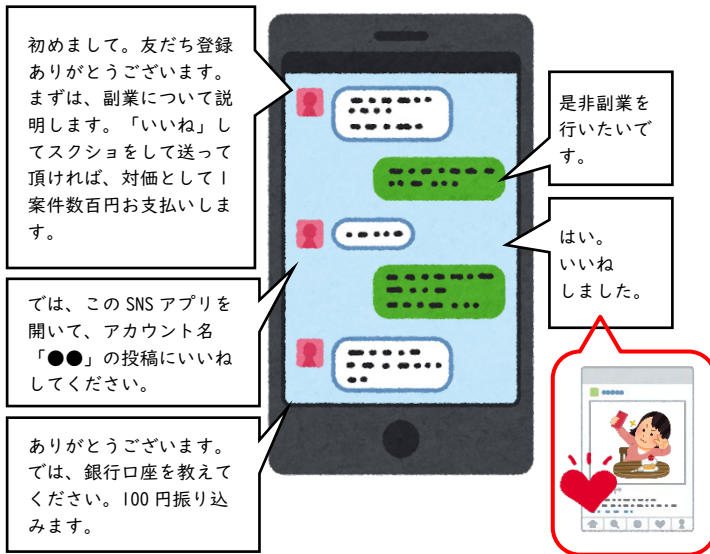
① SNS 広告から副業サイトに遷移



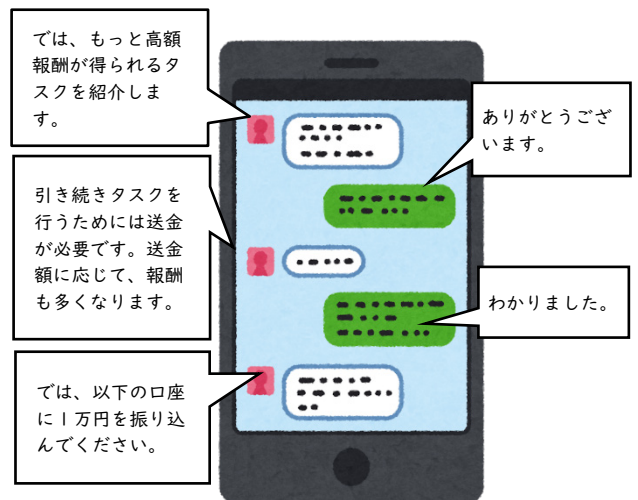
② 副業サイト内でメッセージアプリの友だち登録



③ メッセージアプリでタスクを紹介され、実行する。



④ 高額報酬のタスクを行うため、送金を要求される。



⑤ タスクに失敗した処理費用や、報酬を引き出すための手数料等と称して金銭の振り込みを次々と要求される。



2. 相談事例（（ ）内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例1】SNS広告を見てタスクを始めたところ、チームで対応することになったが、ミスでチーム全員が損をしたと言われ処理費用を請求されて支払った

子育てしながらできる副業を探していた。SNSで「動画SNSを見るだけで報酬を得られる」という広告を見てメッセージアプリ経由で申し込んだ。相手方の名前や連絡先はわからない。指示通りにタスクをこなし数百円を受け取った時点で「高額報酬のタスクがある」と誘われ、指示されたアプリに登録し、指示された1万円を支払った。4人1組でチームになり、全員同じデータを入力すると、事前に支払った1万円に報酬を上乗せした1万数千円が振り込まれた。

次に3万円を振り込み、データを入力した後で「あなたのミスでチーム全員が損をした」と言われた。その処理費用に15万円が必要と言われたため、指定された口座に振り込んだ。さらに「次のタスク完了で戻ってくるから」と言われて約40万円を口座に振り込んだ。タスクは完了したが報酬等を引き出すためにはさらに約70万円が必要と言われ、おかしいと気づいた。振込先口座はほぼすべて異なる個人名口座だった。報酬を得るためと言われ、生活費をすべて振り込んでしまった。

(2024年5月受付 30歳代 女性)

【事例2】高額報酬のタスクのため、指示に従って事前に振り込みをしたが、引き出すことができない

SNSの副業広告を見て、個人の女性とメッセージアプリで繋がった。「動画サイトと連携している。このアルバイトは、映画の観客を増やす仕事で、動画を見ながらスクリーンショットを送信するだけでタスクが完了する。タスク1件あたり100円～800円程度稼げるので、1日5,000円～50,000円まで稼ぐことが可能。高額報酬のタスクは事前に送金する必要があるが、送金金額の30%が報酬になる。例えば1万円を事前に送金すれば、タスクを完了させると報酬は3,000円になるので、合計13,000円が入金されます」と記載があった。

高額報酬を得るため指示に従い、事前に現金を送金した。報酬は2,000円から引き出すことができ、最初は実際に現金を引き出せたが、さらに送金した上でタスクを完了させないと報酬が引き出せないと言われ、その都度指定された個人口座に振り込んだ。個人口座に振り込んだ合計額は約10万円となっている。今現在貯まっている報酬約20万円を引き出すために5万円を振り込んだが出金できず、詐欺にあったと気づいた。

(2024年6月受付 年代不明 女性)

【事例3】SNS広告を見てタスクを始め、報酬を出金しようとしたらアカウントが凍結され、高額な解除費用を請求された

「1分で稼げる副業」というSNS広告が目にとまったため、広告をタップした。広告には「SNS広告を送信するので、広告に「いいね」するだけ、「いいね」の数を上昇させてフォロワー数を多くするのが目的。1案件100円から800円、月3万円から5万円は稼げる」「ユーザー登録するだけで1,500円が貰え、2,000円以上貯まると出金もできる」と書かれていた。それだけで稼げるなら自分にもできると思い、メッセージアプリで友だち登録した。

後日、自動でメッセージが消えるアプリをダウンロードするよう言われ、そのアプリに広告が送信されてきたので「いいね」した。数十分に1回間隔で広告が来るので、その都度作業をし、出金するには3,000円を振り込む必要があると言われたので個人口座に振り込んだところ、報酬分も含めて約4,000円が振り込まれた。その後、数回にわたって合計で20万円を振り込んだ。貯まっていた報酬を出金しようとしたらアカウントが凍結された。アカウントの凍結解除のために約40万円振り込むよう言われた。

(2024年1月受付 30歳代 女性)

3. 相談事例から見る特徴

(1) 簡単なタスクをするだけで報酬が得られると誘引される

SNS広告等で「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」等と簡単なタスクであることを強調して副業へと誘引されます。SNS広告をタップすると、別のウェブページに移動し、当該ウェブページ内のメッセージアプリの友だち追加のバナーをタップし、友だち登録を完了した後、メッセージアプリ内で簡単なタスクに関する説明がなされます。「スキマ時間を利用できる」等と手軽さも強調することで、子育て中の女性が少しでも家計の足しにできるのではと考えて始めてしまう事例があります。

(2) 最初に少額の報酬を得ることで信用してしまう

始めに簡単なタスクをすると数百円程度の報酬を得られることがあり、そのために、今後も報酬を得られるだろうと信用してしまい、相手方から高額な費用負担を求められてもそれ以上の報酬が得られることを期待して金銭を支払ってしまいます。

(3) お金を稼ぐために副業を行っているはずが、様々な理由をつけて金銭を請求される

タスクを行った対価として報酬が得られるはずが、様々な理由をつけて、先に消費者に金銭を振り込むよう指示しています。金銭を振り込ませる言動としては、主に以下のパターンが見られます。

- ・タスク実行前に振り込みさせるパターン：「高額報酬のタスクは事前に送金が必要である」
- ・タスク実行後に振り込みさせるパターン：「ミスしたために処理費用が必要である」
- ・報酬を得る段階で振り込みさせるパターン：「報酬を引き出すためには費用がかかる」

4. 消費者へのアドバイス

(1) 「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのうのみにしないようにしましょう

SNSや動画広告、インターネット検索等で「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」「コピペするだけ」「相談に乗るだけ」「動画を見るだけ」といった、スキマ時間を使って簡単に稼げるかのような広告が見られますが、詐欺の可能性があるのうので、こうした文言をうのみにしないようにしましょう。

(2) 相手方に安易に個人情報を開示しないようにしましょう

簡単なタスクをする際、相手方から住所や氏名、銀行口座の情報、免許証の写真等の個人情報の開示を求められる場合があります。悪用される可能性が否定できないため、相手方が誰であるか不明な場合には、安易に個人情報を開示することは避けてください。

(3) お金を稼ぐはずが、振り込みを求められたら、消費生活センター等に相談してください

最初に少額の報酬が得られる場合がありますが、その後に、高額報酬のタスクをするため等と称してお金の振り込みを要求されるケースが目立ちます。いったん振り込んでしまうと、被害回復には困難が伴います。お金を稼ぐはずが振り込みを求められても、言われた通りに振り込まず、消費生活センター等に相談してください。また、相手方の説明に不信感や疑問を抱いた場合にも、最寄りの消費生活センター等に相談してください。

*消費者ホットライン：「188（いやや!）」番



最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

*警察相談専用電話「#9110」

生活の安全に関わる悩みごと・困りごと等、緊急でない相談を警察にする場合は、全国統一番号の「#9110」番をご利用ください。電話をかけると発信地を管轄する警察本部等の相談の総合窓口へ接続されます。

5. 情報提供先

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号 2000012010019）
- ・警察庁（法人番号 8000012130001）

 <p>自己解決をサポートする 消費者トラブル FAQ</p>	<p>国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、 消費者トラブルにあつた方に解決に向けた情報提供をしています。 是非ご利用ください。https://www.faq.kokusen.go.jp/</p>	
--	---	---

(参考)

PIO-NET における「簡単なタスクを行う副業に関するトラブル」の相談情報の詳細⁴

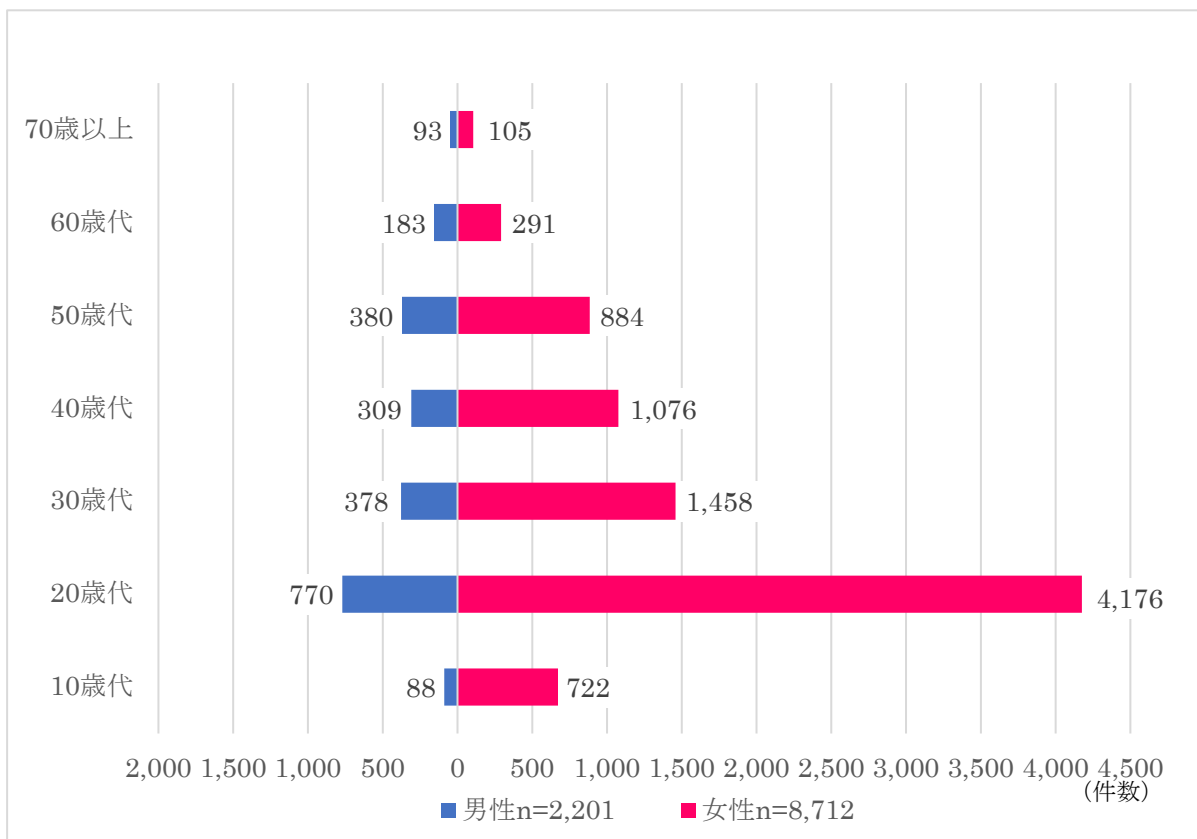
<契約当事者の属性等>

(1) 性別：男性 (20.1%)、女性 (79.9%)⁵

(2) 職業：給与生活者が全体の 62.3%を占め、次いで無職 (14.4%) が多い⁶。

(3) 年代：平均年齢 33.7 歳。年代別に見ると、20 歳代が 45.3%を占め、最多となっている⁷。

(図 2) 契約当事者の性別・年代別相談件数



⁴ 2020年度～2024年度(2024年7月31日までの登録分)のデータから算出。割合は小数点以下第2位を四捨五入した値であるため、数値の合計が100%にならない場合がある。

⁵ 契約当事者の「性別」については、不明・無回答等を除いたn=11,108から算出。

⁶ 契約当事者の「職業」については、不明・無回答等を除いたn=10,838から算出。

⁷ 契約当事者の「年代」については、不明・無回答等を除いたn=10,940から算出。